別記

指　名　競　争　入　札　事　務　の　流　れ

施行伺

※施行伺、指名伺は同日で差し支えない

契　約　締　結

指名伺

※指名通知は、施行伺、指名伺決裁後直ちに

設計書等の閲覧

指名通知

※指名通知の翌日から第４日目

（指名通知書受領の最終確認）

質疑締切

３日後（閉庁日を含まない。）

質疑回答期限

１日後（閉庁日を含まない。）

入札開始

指名通知の翌日から14日以上

（最低10日以上を確保）

１日後（閉庁日を含まない。）

入札書等提出期限

１日後（閉庁日を含まない。）

開札

※入札日の翌日から起算して

10日以内(閉庁日を含まない｡)

非指名とされた場合等の

理由の説明要求

落札決定の日から14日程度

要求書を受理した日の翌日から起算して

10日以内(閉庁日を含まない｡)

理由の説明

（苦情処理）

別記様式（記載例）

　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名 　　　　印

工事費内訳書

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　番　号 | ○○第　号 |
| 工　　事　　名 | ○○道路改良工事 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　　　　　種　　　　　等 | 見積金額（円） | | | | | | | | | | | |
| 道路改良  【留意事項】※内訳書として使用する際には、この枠内の記載及び枠は削除する。  ◎直接工事費については、設計書等に基づき、内訳項目の記載が必要な工種・種別・細別等の区分までの内訳を記載すること（下記備考を参照）。  ◎建築工事にあっては、入札参加希望者に貸し出す設計図書データに含まれる「数量入設計書（参考資料）」に掲げる工事内訳、直接工事費種目別内訳及び直接工事費科目別内訳に対応すること。  内訳項目及び金額について、数量入設計書（参考資料）のファイルを複写の上加工し、本内訳書に「内訳は別紙のとおり」と記載したうえで別紙の内訳として提出しても差し支えない。なお、種目別、科目別の項目ごとに記載されるページが異なる場合があるので、必要な項目の抜けなどがないよう留意すること。  ◎提出された工事費内訳書について、必要な工種・種別・細別等までの記載がない等の不備がある場合や、合計金額の誤り等で当該入札案件のものと特定できない場合には、失格となります。 |  |  |  |  | 1 | 4 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 道路土工 |  |  |  |  |  | 8 | 9 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 掘削工 |  |  |  |  |  | 5 | 7 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 掘削（土砂） |  |  |  |  |  | 3 | 2 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 掘削（軟岩） |  |  |  |  |  | 2 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 路体盛土工 |  |  |  |  |  | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 路体盛土（流用土） |  |  |  |  |  |  | 5 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 路体盛土（発生土） |  |  |  |  |  | 2 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 擁壁工 |  |  |  |  |  | 5 | 3 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 場所打擁壁工（構造物単位） |  |  |  |  |  | 5 | 3 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 小型擁壁 |  |  |  |  |  |  | 7 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 重力式擁壁 |  |  |  |  |  | 2 | 3 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| もたれ式擁壁 |  |  |  |  |  | 2 | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 仮設工 |  |  |  |  |  |  | 4 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 防護施設工 |  |  |  |  |  |  | 4 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 切土（発破）防護柵 |  |  |  |  |  |  | 4 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 直接工事費計 |  |  |  |  | 1 | 4 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 共通仮設費計 |  |  |  |  |  | 1 | 9 | 5 | 6 | 6 | 9 | 2 |
| 純工事費計 |  |  |  |  | 1 | 6 | 7 | 5 | 7 | 6 | 9 | 2 |
| 現場管理費 |  |  |  |  |  | 4 | 9 | 3 | 6 | 8 | 1 | 6 |
| 工事原価計 |  |  |  |  | 2 | 1 | 6 | 9 | 4 | 5 | 0 | 8 |
| 一般管理費等 |  |  |  |  |  | 3 | 7 | 6 | 9 | 4 | 9 | 2 |
| 工事価格 |  |  |  |  | 2 | 5 | 4 | 6 | 4 | 0 | 0 | 0 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  | 2 | 5 | 4 | 6 | 4 | 0 | 0 | 0 |

備考１　工種等には、土木工事標準積算基準（建築工事の場合は公共建築工事内訳書標準書式に示される種目別内訳・科目別内訳）及び公表された設計書等に基づき「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」等と、以下の区分による工種・種別・細別（建築工事にあっては、種目・科目）の内訳を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札金額 | 建築工事以外 | 建築工事 |
| 2,500万円以上  500万円以上2,500万円未満  500万円未満 | 工種・種別・細別  工種・種別  工種 | 種目・科目  種目・科目  種目 |

２　見積金額はすべて税抜金額とし、合計は入札書記載金額と一致すること。

３　本書の作成は代理人に委任することはできないこと。

別添１

指名競争入札参加の指名伺

　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※決裁欄 |  |  | |  |  | |  |
|  |  | |  |  | |  |
| 工事（業務）番号 |  | | | | | | |
| 工事（業務）名 |  | | | | | | |
| 工事（業務）場所 |  | | | | | | |
| 業務日数又は完成期限 |  | | | | | | |
| 入札年月日 | 年　　月　　日 | | 予定価格（税込） | | |  | |
| 入札場所 |  | | 入札時刻 | | | 時 分 | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 指 名 業 者 名 | 所　　　在　　　地 | 摘　　　　　　要 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| 10 |  |  |  |

注１　委託業務の場合には、「工事番号」は「業務番号」に、「工事名」は「委託業務名」に、「工事場所」は「履行場所」に、「工事日数又は完成期限」は「業務日数又は完了期限」に改める。

２　「摘要」欄には、入札保証金の取扱いを記載する。

例 「契約規則第10条第２号の規定により入札保証金を免除する。」

３　電子入札の場合には、「入札年月日」は「開札年月日」に、「入札場所」は「開札場所」に、「入札時刻」は「開札時刻」に改める。

別添２

|  |  |
| --- | --- |
| 指　　名　　理　　由　　書 | |
| 工事番号 |  |
| 工事名 |  |
| 業種 |  |
| 入　札　日 |  |
| 【入札記録（別紙）の業者を指名した理由】 | |

注：指名理由は具体的に記載すること。

別添３（建設工事・電子入札用）

閲 覧 用 指 名 通 知

年　 月　 日

高知県知事

|  |  |
| --- | --- |
| 工事番号 |  |
| 工事名 |  |
| 入札日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分  （入札は、前日（土日祝日を除く。）午後８時までに行ってください。） |
| 閲覧開始日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 契約条項を示す場所 |  |
| 落札決定 | 落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。 |
| 入札保証金 | 免除する。 |
| 最低制限価格 | 有 |
| 落札者が契約書に記名押印すべき期限 | 別途通知する。 |
| 入札の無効 | 高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| その他 | 建設工事電子競争入札心得の各条項を了知すること。 |
| 工事日数又は完成期限 | 日 |
| 【注意】と示した項目は、作成上の注意を示したものであるので、本通知書への記載を要しないこと。  ＜入札条件及び契約保証金等＞  １　契約の保証について  この工事の契約を締結するに当たり、契約金額の10分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、建設工事電子競争入札心得第21条第１項ただし書以下に該当する場合は、この限りではない。  ２　現場代理人・技術者届の提出  (１)　落札者は、契約締結の前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。  (２)　「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。  (３)　契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。  (４)　契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。  (５)　契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行うことがある。  ３－１　主任技術者又は監理技術者  (１)　営業所における専任の技術者は、請負金額（税込）が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上で専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者になることができない。  (２)　専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者は、入札の執行日以前に３カ月以上の雇用関係にあることが必要である。  (３)　建設業法施行令第27条第２項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、電子メールにより、「現場代理人・技術者届」の提出期限までに問い合わせること。  ３－２　現場代理人の兼務の申請  落札者は、本工事が、現場代理人の常駐の取扱いについて（平成21年５月７日付け21高建管第103号土木部長通知）第２の１(１)に規定する要件に該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。  ４　中間前金払と部分払の選択  受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。  ５　工事費内訳書の提出について  入札参加者は、工事費内訳書（土木部土木政策課のホームページからダウンロードのこと。記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。）を、電子入札システムによる入札価格の登録時に添付ファイルとして提出しなければならない。提出していないとき、提出された工事費内訳書において、記載を要する項目の不足等の不備（軽微な誤りは除く。）があると判断される場合や、当該入札案件のものと特定できない場合は、失格とする。  ６　予定価格  予定価格（消費税相当額抜きの額）　　　　　￥○○，○○○，○○○  【注意】請負対象金額2,500万円以上の場合は金額を表示せず「事後公表」とすること。  ７　最低制限価格  最低制限価格（消費税相当額抜きの額）　　　事後公表とする。  ８　注意事項  設計図書等の質疑提出期限：　　○年○月○日（○）午後５時  設計図書等の質疑回答期限：　　○年○月○日（○）  入札開始日：　　○年○月○日（○）  質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。  なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。  ※　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 | |

別添３（委託業務・電子入札用）

閲 覧 用 指 名 通 知

年　 月　 日

高知県知事

|  |  |
| --- | --- |
| 業務番号 |  |
| 委託業務名 |  |
| 入札日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分  （入札は、前日（土日祝日を除く。）午後８時までに行ってください。） |
| 閲覧開始日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 契約条項を示す場所 |  |
| 落札決定 | 落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。 |
| 入札保証金 | 免除する。 |
| 最低制限価格 | 有 |
| 落札者が契約書に記名押印すべき期限 | 別途通知する。 |
| 入札の無効 | 高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| その他 | 建設工事電子競争入札心得の各条項を了知すること。 |
| 業務日数又は完了期限 | 日 |
| 【注意】と示した項目は、作成上の注意を示したものであるので、本通知書への記載を要しないこと。  ＜入札条件及び契約保証金等＞  １　契約の保証について  この業務の契約を締結するに当たり、契約保証金は免除する。  ２　管理技術者・照査技術者届の提出  (１)　落札者は、契約締結の前に、当該業務を履行する技術者について、別に定める様式による「管理技術者・照査技術者届」を提出しなければならない。  (２)　「管理技術者・照査技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。  (３)　設計図書で管理技術者の資格及び照査技術者の配置等を規定している場合において、契約締結の前に、これらの要件を満たすことが困難と認められるときは、落札決定を取り消す。  (４)　契約締結の前の「管理技術者・照査技術者届」の提出により、契約締結後に必要な管理技術者及び照査技術者の通知がなされたものとみなす。  (５)　設計図書で管理技術者の資格及び照査技術者の配置等を規定している場合において、契約締結後に、これらの要件を満たすことが困難となったときは、契約の解除を行うことがある。  ３　予定価格  予定価格（消費税相当額抜きの額）　　　　　￥○○，○○○，○○○  【注意】請負対象金額2,500万円以上の場合は金額を表示せず「事後公表」とすること。  ４　最低制限価格  最低制限価格（消費税相当額抜きの額）　　　事後公表とする。  ５　注意事項  設計図書等の質疑提出期限：　　○年○月○日（○）午後５時  設計図書等の質疑回答期限：　　○年○月○日（○）  入札開始日：　　○年○月○日（○）  質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。  なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。  ※　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 | |

別添３（建設工事・非電子入札用）

閲 覧 用 指 名 通 知

年　 月　 日

高知県知事

|  |  |
| --- | --- |
| 工事番号 |  |
| 工事名 |  |
| 入札日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 閲覧開始日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 契約条項を示す場所 |  |
| 落札決定 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 入札保証金 | 免除する。 |
| 最低制限価格 | 有 |
| 落札者が契約書に記名押印すべき期限 | 別途通知する。 |
| 入札の無効 | 高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| その他 | 建設工事競争入札心得の各条項を了知すること。 |
| 工事日数又は完成期限 | 日 |
| 【注意】と示した項目は、作成上の注意を示したものであるので、本通知書への記載を要しないこと。  ＜入札条件及び契約保証金等＞  １　契約の保証について  この工事の契約を締結するに当たり、契約金額の10分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、建設工事競争入札心得第21条第１項ただし書以下に該当する場合は、この限りではない。  ２　現場代理人・技術者届の提出  (１)　落札者は、契約締結の前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。  (２)　「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。  (３)　契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。  (４)　契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。  (５)　契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行うことがある。  ３－１　主任技術者又は監理技術者  (１)　営業所における専任の技術者は、請負金額（税込）が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上で専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者になることができない。  (２)　専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者は、入札の執行日以前に３カ月以上の雇用関係にあることが必要である。  (３)　建設業法施行令第27条第２項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、電子メールにより、「現場代理人・技術者届」の提出期限までに問い合わせること。  ３－２　現場代理人の兼務の申請  落札者は、本工事が、現場代理人の常駐の取扱いについて（平成21年５月７日付け21高建管第103号土木部長通知）第２の１(１)に規定する要件に該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。  ４　中間前金払と部分払の選択  受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。  ５　工事費内訳書について  入札参加者は、工事費内訳書（土木部土木政策課のホームページからダウンロードのこと。記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。）を、入札書の投かんに際し提出しなければならない。工事費内訳書をその場で作成することは認めず、提出しないとき、提出された工事費内訳書において、記載を要する項目の不足等の不備（軽微な誤りは除く。）があると判断される場合や、当該入札案件のものと特定できない場合は、失格とする。  ６　予定価格  予定価格（消費税相当額抜きの額）　　　　　￥○○，○○○，○○○  【注意】請負対象金額2,500万円以上の場合は金額を表示せず「事後公表」とすること。  ７　最低制限価格  最低制限価格（消費税相当額抜きの額）　　　事後公表とする。  ８　注意事項  設計図書等の質疑提出期限：　　○年○月○日（○）午後５時  設計図書等の質疑回答期限：　　○年○月○日（○）  質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。  なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。  ※　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 | |

別添３（委託業務・非電子入札用）

閲 覧 用 指 名 通 知

年　 月　 日

高知県知事

|  |  |
| --- | --- |
| 業務番号 |  |
| 委託業務名 |  |
| 入札日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 閲覧開始日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 契約条項を示す場所 |  |
| 落札決定 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 入札保証金 | 免除する。 |
| 最低制限価格 | 有 |
| 落札者が契約書に記名押印すべき期限 | 別途通知する。 |
| 入札の無効 | 高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| その他 | 建設工事競争入札心得の各条項を了知すること。 |
| 業務日数又は完了期限 | 日 |
| 【注意】と示した項目は、作成上の注意を示したものであるので、本通知書への記載を要しないこと。  ＜入札条件及び契約保証金等＞  １　契約の保証について  この業務の契約を締結するに当たり、契約保証金は免除する。  ２　管理技術者・照査技術者届の提出  (１)　落札者は、契約締結の前に、当該業務を履行する技術者について、別に定める様式による「管理技術者・照査技術者届」を提出しなければならない。  (２)　「管理技術者・照査技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。  (３)　設計図書で管理技術者の資格及び照査技術者の配置等を規定している場合において、契約締結の前に、これらの要件を満たすことが困難と認められるときは、落札決定を取り消す。  (４)　契約締結の前の「管理技術者・照査技術者届」の提出により、契約締結後に必要な管理技術者及び照査技術者の通知がなされたものとみなす。  (５)　設計図書で管理技術者の資格及び照査技術者の配置等を規定している場合において、契約締結後に、これらの要件を満たすことが困難となったときは、契約の解除を行うことがある。  ３　予定価格  予定価格（消費税相当額抜きの額）　　　　　￥○○，○○○，○○○  【注意】請負対象金額2,500万円以上の場合は金額を表示せず「事後公表」とすること。  ４　最低制限価格  最低制限価格（消費税相当額抜きの額）　　　事後公表とする。  ５　注意事項  設計図書等の質疑提出期限：　　○年○月○日（○）午後５時  設計図書等の質疑回答期限：　　○年○月○日（○）  質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。  なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。  ※　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 | |

別添４（建設工事用）

指 名 通 知 書

様

下記のとおり通知します。設計書等の内容については、入札情報システム又は閲覧場所で確認してください。

高知県知事

|  |  |
| --- | --- |
| 工事番号 |  |
| 工事名 |  |
| 入札日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 閲覧開始日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 契約条項を示す場所 |  |
| 落札決定 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 入札保証金 | 免除する。 |
| 最低制限価格 | 有 |
| 落札者が契約書に記名押印すべき期限 | 別途通知する。 |
| 入札の無効 | 高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| その他 | 建設工事競争入札心得の各条項を了知すること。 |
| 工事日数又は完成期限 | 日 |
| 【注意】と示した項目は、作成上の注意を示したものであるので、本通知書への記載を要しないこと。  １　契約の保証について  この工事の契約を締結するに当たり、契約金額の10分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、建設工事競争入札心得第21条第１項ただし書以下に該当する場合は、この限りではない。  ２　現場代理人・技術者届の提出  (１)　落札者は、契約締結の前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。  (２)　「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。  (３)　契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。  (４)　契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。  (５)　契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行うことがある。  ３－１　主任技術者又は監理技術者  (１)　営業所における専任の技術者は、請負金額（税込）が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上で専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者になることができない。  (２)　専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者は、入札の執行日以前に３カ月以上の雇用関係にあることが必要である。  (３)　建設業法施行令第27条第２項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、電子メールにより、「現場代理人・技術者届」の提出期限までに問い合わせること。  ３－２　現場代理人の兼務の申請  落札者は、本工事が、現場代理人の常駐の取扱いについて（平成21年５月７日付け21高建管第103号土木部長通知）第２の１(１)に規定する要件に該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。  ４　中間前金払と部分払の選択  受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。  ５　工事費内訳書について  入札参加者は、工事費内訳書（土木部土木政策課のホームページからダウンロードのこと。記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。）を、入札書の投かんに際し提出しなければならない。工事費内訳書をその場で作成することは認めず、提出しないとき、提出された工事費内訳書において、記載を要する項目の不足等の不備（軽微な誤りは除く。）があると判断される場合や、当該入札案件のものと特定できない場合は、失格とする。  ６　予定価格  予定価格（消費税相当額抜きの額）　　　　　￥○○，○○○，○○○  【注意】請負対象金額2,500万円以上の場合は金額を表示せず「事後公表」とすること。  ７　最低制限価格  最低制限価格（消費税相当額抜きの額）　　　事後公表とする。  ８　注意事項  設計図書等の質疑提出期限：　　○年○月○日（○）午後５時  設計図書等の質疑回答期限：　　○年○月○日（○）  質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。  なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。  ※　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 | |

別添４（委託業務用）

指 名 通 知 書

様

下記のとおり通知します。設計書等の内容については、入札情報システム又は閲覧場所で確認してください。

高知県知事

|  |  |
| --- | --- |
| 業務番号 |  |
| 委託業務名 |  |
| 入札日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 閲覧開始日時及び場所 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 契約条項を示す場所 |  |
| 落札決定 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 入札保証金 | 免除する。 |
| 最低制限価格 | 有 |
| 落札者が契約書に記名押印すべき期限 | 別途通知する。 |
| 入札の無効 | 高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| その他 | 建設工事競争入札心得の各条項を了知すること。 |
| 業務日数又は完了期限 | 日 |
| 【注意】と示した項目は、作成上の注意を示したものであるので、本通知書への記載を要しないこと。  １　契約の保証について  この業務の契約を締結するに当たり、契約保証金は免除する。  ２　管理技術者・照査技術者届の提出  (１)　落札者は、契約締結の前に、当該業務を履行する技術者について、別に定める様式による「管理技術者・照査技術者届」を提出しなければならない。  (２)　「管理技術者・照査技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。  (３)　設計図書で管理技術者の資格及び照査技術者の配置等を規定している場合において、契約締結の前に、これらの要件を満たすことが困難と認められるときは、落札決定を取り消す。  (４)　契約締結の前の「管理技術者・照査技術者届」の提出により、契約締結後に必要な管理技術者及び照査技術者の通知がなされたものとみなす。  (５)　設計図書で管理技術者の資格及び照査技術者の配置等を規定している場合において、契約締結後に、これらの要件を満たすことが困難となったときは、契約の解除を行うことがある。  ３　予定価格  予定価格（消費税相当額抜きの額）　　　　　￥○○，○○○，○○○  【注意】請負対象金額2,500万円以上の場合は金額を表示せず「事後公表」とすること。  ４　最低制限価格  最低制限価格（消費税相当額抜きの額）　　　事後公表とする。  ５　注意事項  設計図書等の質疑提出期限：　　○年○月○日（○）午後５時  設計図書等の質疑回答期限：　　○年○月○日（○）  質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。  なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。  ※　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 | |

別添５

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　計　書（　持　ち　出　し　可　能　分　）　持　ち　出　し　票 | | |
| 持　　ち　　出　　し　　日　　時 | | 年　月　日　　　時　分 |
| 返却予定日時（原則４時間以内） | | 年　月　日　　　時　分 |
| ※持ち出し当日返却不可能な場合は翌朝（土日祝日等除く。）９時とする。 | | |
| 工事番号 |  | |
| 商号又は名称 |  | |
| 持ち出し者氏名 |  | |

閲覧用設計図持ち出し希望者は、本票記入の上閲覧箱に投函して持ち出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　切り取り線

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　計　書（　持　ち　出　し　可　能　分　）　持　ち　出　し　票 | | |
| 持　　ち　　出　　し　　日　　時 | | 年　月　日　　　時　分 |
| 返却予定日時（原則４時間以内） | | 年　月　日　　　時　分 |
| ※持ち出し当日返却不可能な場合は翌朝（土日祝日等除く。）９時とする。 | | |
| 工事番号 |  | |
| 商号又は名称 |  | |
| 持ち出し者氏名 |  | |

閲覧用設計図持ち出し希望者は、本票記入の上閲覧箱に投函して持ち出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　切り取り線

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　計　書（　持　ち　出　し　可　能　分　）　持　ち　出　し　票 | | |
| 持　　ち　　出　　し　　日　　時 | | 年　月　日　　　時　分 |
| 返却予定日時（原則４時間以内） | | 年　月　日　　　時　分 |
| ※持ち出し当日返却不可能な場合は翌朝（土日祝日等除く。）９時とする。 | | |
| 工事番号 |  | |
| 商号又は名称 |  | |
| 持ち出し者氏名 |  | |

閲覧用設計図持ち出し希望者は、本票記入の上閲覧箱に投函して持ち出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　切り取り線

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　計　書（　持　ち　出　し　可　能　分　）　持　ち　出　し　票 | | |
| 持　　ち　　出　　し　　日　　時 | | 年　月　日　　　時　分 |
| 返却予定日時（原則４時間以内） | | 年　月　日　　　時　分 |
| ※持ち出し当日返却不可能な場合は翌朝（土日祝日等除く。）９時とする。 | | |
| 工事番号 |  | |
| 商号又は名称 |  | |
| 持ち出し者氏名 |  | |

閲覧用設計図持ち出し希望者は、本票記入の上閲覧箱に投函して持ち出してください。

注：「持ち出し票」は、あらかじめ切り取って閲覧用設計図等と一緒に置いておくこと。

別添６

指　名　取　消　通　知　書

第　　　　　　　　　号

年　 　　 月　 　　日

　　　　　　　　　　　　　様

高知県知事

　　年　　月　　日付けで指名通知した下記の指名競争入札については、下記の理由によりあなたへの指名を取り消しましたので、通知します。

なお、指名取消を行った本案件について入札を行った場合には、建設工事競争入札心得（建設工事電子競争入札心得）第10条第１項第１号により失格となりますので、申し添えます。（電子入札システムにおいて既に入札金額の登録を行っている場合には、入札取り下げの処理をお願いします。）

記

１　工事名及び工事番号

２　指名取消理由

|  |
| --- |
| 入札実施機関名  担当部署名  担当者職・氏名  ℡ |

注：１　電子入札案件では、（　　　　）の書き換え又は追加を行い、通知すること。

２　「指名取消理由」は、「　　　　年　　月　　日指名停止を受けたことによる。」等、具体的に記載すること。